

京都市京北合同庁舎会議室等の管理運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市京北合同庁舎（以下「庁舎」という。）の会議室及びホール、多目的フロア等（以下「会議室等」という。）を京北地域の振興、文化の向上等を図ることを目的とした会議等の場として使用するため、必要な事項を定めるものとする。

(会議室等の管理運営)

第2条 会議室等の管理及び運営に係る業務は、京北自治振興会（以下「振興会」という。）が行うものとする。

2 前項に規定する業務は次のとおりとする。

- (1) 会議室等の使用に係る業務
- (2) 会議室等の運営上必要な業務
- (3) その他右京区長（以下「区長」という。）が必要と認める業務

(使用できる者)

第3条 会議室等を使用できる者は、第1条に掲げる目的に資する活動を行う個人又は団体とする。

(使用できる会議室等)

第4条 庁舎のうち、前条に規定する個人又は団体に使用を認める会議室等は次のとおりとする。

- (1) 2階 ギャラリー兼多目的フロア
- (2) 3階 ホール兼大会議室
- (3) 3階 第1会議室
- (4) 3階 第2会議室
- (5) 3階 第3会議室
- (6) 3階 第4会議室
- (7) 3階 第5会議室

(使用許可の申請等)

第5条 会議室等及び庁舎の付属施設又は備品等を使用しようとする者（団体にあってはその代表者。以下「申請者」という。）は、区長の許可を受けなければならない。

- 2 使用の予約は使用日の属する月の3箇月前の月の初日から、振興会において受け付けることとする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 3 1回に予約できる会議室等は、必要最小限とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 申請者は、前項の予約を行った日から1週間以内に、会議室等使用申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）を振興会に提出しなければならない。
- 5 申請者は申請後又は許可後、申請内容に変更が生じたときは、直ちに振興会に申し出て、新たに許可を受けなければならない。

6 振興会は申請書の提出を受けたとき及び申請内容の変更の申し出のあったときは、直ちに区長に送付又は報告することとする。

(使用の許可)

第6条 区長は、振興会から申請書の送付を受けたときは、次条各号に該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

2 前項の場合において、区長は振興会を通じて会議室等使用許可書（第2号様式）（以下「許可書」という。）を申請者に交付する。

3 会議室等の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用時に会議室等の鍵の貸出等を受けるに際して振興会に許可書を提出し、確認を受けなければならない。

(使用の制限)

第7条 次の各号の一に該当するときは、使用を制限することができる。

(1) 政治活動を行う場合又はそのおそれがあると認められるとき。

(2) 宗教活動を行う場合又はそのおそれがあると認められるとき。

(3) 営利活動その他特定人の利益に供する場合又はそのおそれがあると認められるとき。

(4) 区役所等の業務又は管理上支障があると認められるとき。

(5) 他の使用者に迷惑を掛け、又は迷惑をかけるおそれがあると認められるとき。

(6) その他公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第8条 次の各号の一に該当するときは、区長は使用許可を取り消すことがある。

(1) 申請書に虚偽の記載をしたとき又は使用目的と異なる使用がなされたとき。

(2) この要綱に定める事項、又は、使用許可時の注意事項に反したとき。

(3) 災害その他の不可抗力により会議室の使用ができなくなったとき。

(4) その他区長が特に必要と認めるとき。

2 前項の措置によって損害が生じることがあっても、区長及び本市はその責を負わない。

(使用時間等)

第9条 会議室等を使用できる時間は、午前9時から午後10時までとする。

(使用期間)

第10条 ギャラリー兼多目的フロアーの使用期間は、14日以内とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを延長することができる。

(使用料等)

第11条 使用料は無料とする。

(使用者の管理義務及び禁止行為)

第12条 使用者は次の各号に定める行為をしてはならないほか、会議室等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、その使用後は、使用許可時の注意事項に従って措置しなければならない。

(1) 飲酒、飲食及び喫煙行為

(2) 音楽の演奏等みだりに大きい音をたてる行為

(3) その他区長が不適當と認める行為

(原状回復)

第13条 使用者は施設の使用を終了し、又は使用許可の取消しを受けたときは、速やかに原状に復さなければならない。

(地位の譲渡等の禁止)

第14条 使用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることはできない。

(損害賠償)

第15条 使用者は会議室等及び庁舎の附属施設又は備品等を破損するなど、本市に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(その他)

第16条 前各条に定めのない事項、その他会議室の使用に関して必要な事項は区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年 7月 1日から実施する。